

議案第166号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月5日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第42条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の返還の求めに係る規定が削除されたことに伴い、被保険者証の返還の求めに応じない者に対し過料を科する規定を削除すること等のため、この条例を制定するものである。